

第51回 衆議院小選挙区選出議員選挙

公費負担のしおり（政見放送）

（ 目 次 ）

|   |               |       |   |
|---|---------------|-------|---|
| 1 | 公費負担の制度       | ..... | 1 |
| 2 | 公費による負担額      | ..... | 1 |
| 3 | 手続と時期         | ..... | 2 |
| 4 | 届出書類等への押印について | ..... | 4 |
| 5 | 契約書の見本        | ..... | 5 |

○ お問い合わせ先

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）  
電話 045（210）1111（代） 内線3171



## 1 公費負担の制度

衆議院小選挙区選出議員選挙において、政見放送のための録音又は録画を自ら行つた候補者届出政党は、政見の録音又は録画の経費について、一定の条件の範囲内で、公費負担の制度が適用されます。

### ○ 支払い方法

この経費は選挙後に、業者からの請求に基づき、県から直接業者へ支払われます。

### ○ 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。

したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者届出政党が直接業者に支払うことになりますので、契約の際には、候補者届出政党と業者との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となりますのでご注意ください。

### ○ 契約の締結と届出

公費負担の対象となるためには、候補者届出政党と録音又は録画を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。

また、契約をした後は、その旨を神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」といいます。）に届け出なければなりません。

（2ページ「3 手続と時期」参照）

## 2 公費による負担額

公費による負担額は、「日本放送協会」、「（株）テレビ神奈川」又は「（株）アル・エフ・ラジオ日本」において、神奈川県分として放送された、録音又は録画一種類につき「録音又は録画に要した金額」+「複製に要した金額」です。

### ○ 限度額

#### (1) 録音又は録画に要した金額

|              |    |            |
|--------------|----|------------|
| 録音又は録画一種類につき | 録音 | 226,000円   |
|              | 録画 | 2,873,000円 |

#### (2) 複製に要した金額

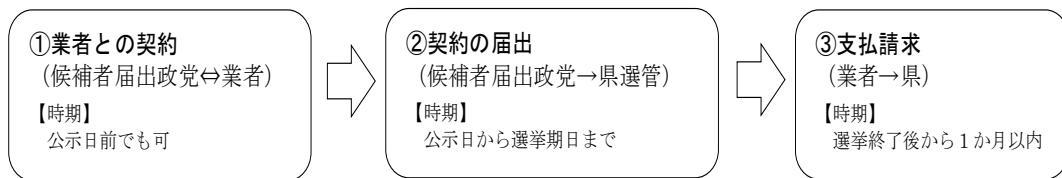
放送のために必要な複製数に次の金額を乗じて得た金額

|    |         |
|----|---------|
| 録音 | 2,000円  |
| 録画 | 34,000円 |

※ 「日本放送協会」、「（株）テレビ神奈川」又は「（株）アル・エフ・ラジオ日本」において放送されなかった録音・録画に係る費用については、公費負担の対象となりません。

### 3 手続と時期

#### (1) 手続の流れ



#### (2) ①業者との契約について

- ・ 契約書の様式は5ページ「5 契約書の見本」を参照ください（独自様式可）。

#### (3) ②契約の届出について

##### 【提出書類】候補者届出政党→県選管

| 提出書類   | 【参考】 様式番号 |
|--------|-----------|
| 契約届出書  | 様式 408    |
| 契約書の写し | —         |

##### 【提出期間】

- ・ 公示日から選挙期日まで

##### 【提出方法】

- ・ 電話で予約を行った後に、県選管に御持参ください（住所は3ページに記載）。
- ・ 予約の電話番号 045-210-1111（内線 3171）

##### 【届出の終了後に行うこと】

- ・ 候補者届出政党は、業者が業務を履行した後に、録音・録画証明書を作成し、業者に提出してください（証明書の日付は、契約した業務の完了後の日付となります）。
- ・ 当該証明書は、録音の場合と録画の場合を別葉にして作成してください。

#### (4) ③支払請求について

##### 【提出書類】業者→県（県選管）

| 提出書類     | 【参考】 様式番号                    |
|----------|------------------------------|
| 請求書      | 様式 458                       |
| 請求内訳書    | 録音の場合 様式 459<br>録画の場合 様式 460 |
| 録音・録画証明書 | 様式 440                       |
| 通帳の写し    | —                            |

※ 「録音・録画証明書」は、候補者から業者に提出されたもの

※ 振込先の記入誤りが多いため「通帳の写し」の提出をお願いします。通帳表紙の裏面など、振込先（口座番号、口座名義フリガナ等）が確認できる部分を提出ください。（インターネットバンク等で通帳がない場合は、画面のコピーを提出ください。）

## 【提出期間】

- 選挙終了後 1 か月以内

## 【提出方法】

- 県（県選管）への郵送または持参（住所は本ページ下部に記載）
- 持参の場合は、予約を行ってください。
- 予約の電話番号 045-210-1111（内線 3171）

## 【請求書への押印について】

- 請求書は、原則として押印（法人の場合は代表者印）をお願いします。

（4ページ記載のとおり、制度改正により押印の省略が可能となりました。しかし、押印を省略する場合は、本人確認などの追加手続きが必要となり、支払いまでにより多くの日数が必要となる場合があるため、原則として押印をお願いします。）

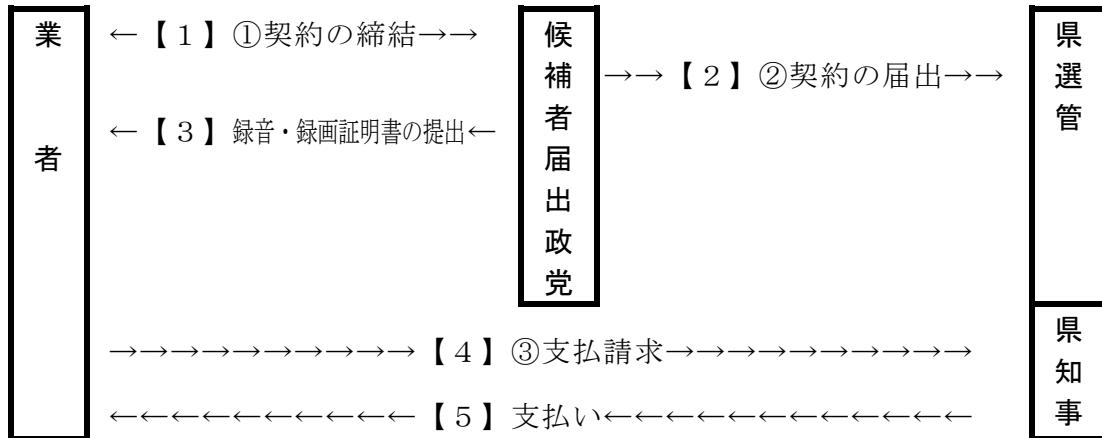
## 【請求書類の提出前のチェック項目】

- 2ページ「（4）③支払請求について」の【提出書類】に記載の書類が全て揃っている。
- 請求書に記載している振込先は、通帳の写しの口座情報と完全に一致している（特に口座名義フリガナ）。
- 請求内訳書と録画・録音証明書の内容（数量・金額）が整合している。
- 請求書に日付を記載している。  
※請求書の日付は、書類の提出日（発送日）を記載してください。
- 筆記した文字を簡単に消すことができるボールペンを使用していない。  
※使用していた場合は、書類を再提出いただくことになります。

## 【支払について】

- 請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。順番に手続きをしますので多少御時間がかかりますが、御了承をお願いします。

## （5）候補者届出政党・業者・県選管の間における手続の流れ（参考）



## （6）書類の提出先住所

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎4階  
神奈川県選挙管理委員会（神奈川県市町村課調整グループ）

## 4 届出書類等への押印について

令和3年の公職選挙法施行規則の一部改正により、従来は押印が必要であった届出書類等を押印なしで提出することが可能となりました。

ただし、次の届出書類等については、押印なしとする場合、本ページ（1）の①または②の対応が必要となります。

| 届出書類等の名称【略称】 | 届出(作成)名義人   |
|--------------|-------------|
| 契約届出書        | 候補者届出政党の代表者 |
| 請求書          | 業者の代表者      |

### （1）押印なしで提出するために必要な対応等

上記の届出書類等を押印なしで提出するためには、以下の①または②の対応が必要となります。

#### ①本人確認書類の提示

届出書類等の提出時に、届出(作成)名義人本人の本人確認書類を提示ください。

##### 【代理人が提出する場合】

届出(作成)名義人本人と代理人との間の委任関係を確認するため、委任状を提出いただくとともに、当該代理人の本人確認書類の提示が必要となります（届出(作成)名義人本人の本人確認書類は不要です）。

#### ②署名

届出書類等に記載する氏名を、届出(作成)名義人本人が自署ください。

なお、以下③のとおり、従来どおり押印により提出することもできます。この場合、①または②の対応は不要です。

#### ③押印

届出書類等に届出(作成)名義人本人の印鑑を押印ください（代表者印）。押印場所は、氏名の右や下など一般的な場所としてください。

### （2）上記②または③により代理人が提出する場合の留意事項

委任状の提出は不要です。ただし、書面を代理人の押印または署名で訂正する際は、委任状の提出が必要です。

### （3）本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、その他官公署が発行した証明書等が挙げられます。

### （4）その他留意事項

届出書類等の真正性を確認するため、事務所等に電話させていただく場合がございます。

## 5 契約書の見本

- 参考までに、契約書の様式見本を次ページに添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別に作成する場合は、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者届出政党の申込みの意思、業者の承諾意思などが書面上明らかにされているものである必要があります。

## 政見放送録音・録画契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党 \_\_\_\_\_

(以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、

政見の放送のための録音又は録画及び複製について、次のとおり契約を締結する。

1 内容 公職選挙法第150条に定める政見の放送のための録音・録画及び複製

2 契約金額等 (税込) \_\_\_\_\_ 円

(内訳) 制作 録音 単価 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 種類 = \_\_\_\_\_ 円

録画 単価 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 種類 = \_\_\_\_\_ 円

複製 録音 単価 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 本 = \_\_\_\_\_ 円

録画 単価 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 本 = \_\_\_\_\_ 円

3 納入期限 令和8年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第111条の5に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成のうえ、甲、乙、各々が各1通を保管する。

令和8年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出政党

住 所

名 称

代表者

乙 住 所

名 称

代表者